

1 事業名

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正

2 事業の概要

生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

- ① 実務経験年数に水道以外の分野の実務経験を加味
- ② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加

(2) 水道技術管理者の資格要件の見直し

- ① 技術士法試験の合格者の追加
- ② 土木施工管理1級の技術検定の合格者の追加

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

水道法、水道法施行令、水道法施行規則

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第68号 所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (8) 大学において第1号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者（以下この号において「第1号卒業者」という。）又は第2号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者（以下この号において「第2号卒業者」という。）であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあっては2年以上、第2号卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 大学において、第1号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者（以下この号において「第1号卒業者」という。）又は第2号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者（以下この号において「第2号卒業者」という。）であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあっては2年以上、第2号卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもので

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)
であること。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号及び第4号において同じ。）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (2) 大学、短期大学等及び高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 略

- (4) 大学、短期大学等及び高等学校等において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

であること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者であること。
- (2) 大学、短期大学等及び高等学校等において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 略
- (4) 大学、短期大学等及び高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、高等学校等を卒業し

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

た者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。